

●●●●●●●●●● **故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！** ●●●●●●●●●●

群馬弁護団ニュース NO18

弁護団HP 原子力損害賠償群馬弁護団 検索 

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団(団長)鈴木克昌
 【連絡先】〒371-0844
 前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303
 新前橋法律事務所内
 [TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

今年こそ、結審・判決の年に！



平成28年を迎えて

弁護団団長代行 石原 栄一



原告とそのご家族の皆様、支援を頂戴している市民や各種団体の皆様、それから弁護団の皆様、平成28年を迎えましたが、いかがお過ごしでしょうか。皆様それぞれが頑張って生活に仕事に、そして支援に励まれていることと拝察しております。深く敬意を表すると同時に、心から感謝申し上げる次第です。

本年3月には原発事故から5年が経過しようとしています。この3月には各地で様々な支援関係の行事が行われることでしょう。弁護団としても、事故後5年という節目の年を迎えて気持ちを新たに裁判に臨みたいと考えております。



さて、前橋地裁での訴訟手続について、この1年を振り返ると、裁判所は、昨年3月に準備的口頭弁論を終結し、同年5月1日の第2回口頭弁論期日から本年1月8日の第10回口頭弁論期日まで、専門家(佐藤暁氏)証人及び原告本人の各尋問手続を精力的に実施してきました。尋問を受けた原告

本人は総勢で41名にもなります。11月20日の第9回口頭弁論では、裁判所が福島地裁に出向き所在尋問が行われております。

証言された原告の皆様にはご負担をお掛けしましたが、これらの証言により原告の皆様の実情、すなわち原発事故により甚大で多様な被害を被ったこと等が着実に立証されたものと弁護団は理解しております。



今年は、1月8日に続いて2月26日、5月9日と訴訟が続きます。1月8日の第10回口頭弁論期日では、裁判長から原被告双方に対し多様な求釈明や意見を含む訴訟指揮がなされました。裁判所が積極的に検討を進めている証左とみることが出来ます。弁護団としては、今年も引き続き、原告の一刻も早い被害回復を目指しながら、更なる主張の整備と立証活動の充実に務めたいという意気込みであります。

皆様には今年も変わらぬご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げます。

1月8日/裁判報告

2名の原告本人尋問を行い、全世帯を前提に行った原告本人尋問を終える

- Aさん:** 娘二人の将来が不安で群馬へ。次女の大量の鼻血、検査で異常が見つかる。家族4人で一緒に暮らすまでの二重生活は経済的にも精神的にも大変だった。福島を除染は屋根や庭の表面を削るだけで、削った土はダンボールに入れて庭に置いてある。
- Bさん:** 避難指示が出て隣町に避難したが、その後は何も指示がなかった。築5年の家を手放し、看護助手をしていたが今はアルバイトで生計を支えている。頭痛や耳鳴りが時々するようになり、夫も疲れやすくなっている。



証言した Bさんからの投稿

毎日の生活、今後の生活設計、子供の将来・・・悩みが多くて体調不良に

どうして群馬に、どうして裁判なんかに、この子たちは将来ちゃんと子供が産めるのだろうか、故郷の放射能汚染は大丈夫だろうか・・・毎日の生活に追われる中で、悩み事があり過ぎてストレスが溜まる一方です。「事故さえなければ」と考え込んでしまうことも。

結婚して家を建て、子どもが生まれ、夫婦ともども仕事にやり甲斐を感じて職場でも頼られる存在になり、夫は仕事の管理をしていました。その生活が原発事故の瞬間に全て奪われました。さらに辛い辛い避難生活。幼い子どもが「アレ食べたい」「これが欲しい」と言っても、普通に叶えてやれない生活。右も左も分からない地での仕事探し。どうしてこんなに辛い思いを肩身の狭い思いをしなけ

ればならないのか。気持ちが折れそうな毎日です。「原発は安心・安全」という東電・国を信じていた私たちが悪いのでしょうか。「安心・安全」という事は「想定外」の事態に対しても「安心・安全が守られる」という事で、「想定外の地震・津波が来たら事故になる」と東電から一度も聞いた事がありません。

裁判官が前に、左右には弁護士が大勢並び、上手に話せるだろうかと不安になり緊張の極限でした。そんな精神状態の中でも、東電・国の弁護士の質問には腹立たしい気持ちでした。「皆さんには多大なご苦労をお掛けし申し訳ない」の一言があっただけでいいのか。その一言も無く「今後も群馬でお住まいになる、そういうことになるんですかね」と質問され、「福島に住めなくなったから家を建てて群馬で暮らしているんです」と声を荒立て答えてしまいました。「福島生活を返せ！」という気持ちで一杯です。

次回裁判のお知らせ

■ 2月26日(金) 午前10時開廷/前橋地裁21号法廷
 <裁判の内容> 裁判所からの求釈明に対する回答、今後の進行について 他

前号の訂正

前号(No17号)の裁判報告記事の中で、証言内容の要約に一部誤りがありました。「Cさん: 事故後公民館に集められ」は「Cさん: 事故後中学校に集められ」に、「Cさんの証言: 福島にいる娘が」は「宮城県にいる娘が」に、それぞれお詫びして訂正いたします。

今後の裁判の進行について

＜裁判の期日＞ ●2月26日(金)午前10時～ ●以後の期日は予定です 5/9(月)、6/24(金)、9/2(金)

これから裁判の日程は予定含めて4回決まっています。今後の期日では、下記の書面の提出、証人尋問、現地検証の採否などが予定されています。

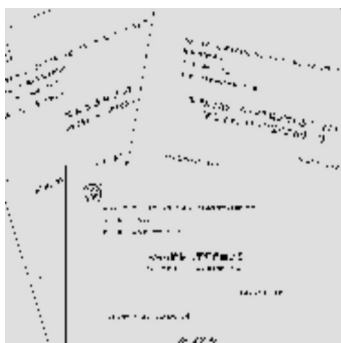
■原告本人尋問後、「原告本人尋問準備書面」の提出■

- ①原発事故の国・東電の責任を問う佐藤 暁 証人終了。
- ②原告本人尋問

昨年5月1日から今年1月8日まで、9回にわたって41人が証言してきました。当初、裁判の進行を停滞させないために、代表バッテリー方式で原告本人尋問を行う予定でしたが、被告から多くの原告本人の尋問申請が提出されたこともあり、全世帯から1名尋問する方針に切り替え、原告と弁護団の皆さんの協力をお願いしてきました。体調や諸事情から出廷が困難な方を除き、申請した原告の証言が全て終了しました。

③「尋問結果準備書面」の提出

原告本人尋問を受けて、証言内容を準備書面にまとめて提出。被告から反論の準備書面が出されています。現在、再反論の準備書面を作成中です。



■原告・東電・国は尋問に対して「尋問結果準備書面」を提出

「尋問結果準備書面」とは、原告が証言した内容を、裁判の争点に照らして何を証言したのかを整理した書面です。東電、国は原告の書面に対する反論書面で、原発の被害はなかったかの如く、事故後避難に至った経緯や避難経路、住居などに関して「知らないし争う」と反論し、群馬の地で試行錯誤して苦勞しながら仕事をした事に対しても「それは一般的に生じるもの」と言い、子どもの鼻血やぜんそくなどの症状については「本件事故との因果関係は認められず、その旨の診断がさなれていない」と、原発事故が原因だと証明するものがないから関係ないとの姿勢を貫いています。全体的に「地元の自治体が安全だと言っているのに帰らないのは、本人の勝手」「群馬で順調に生活して、子ども達も元気に幼稚園や学校に通っている様子が見られるのだから、『東電が認める精神的損害賠償額を超える賠償を求める原告らの主張には理由がない』」と全面的な反論をしています。事故を起こした当事者としての責任や原告ら被害者の心情をくみ取ろうとする姿勢に欠けて

います。「安全神話」のもとに国策として原発を稼働し続けた国と東電への不信感は募り、怒りを覚えます。

こうした国・東電の反論に対する再反論の準備を進めているところです。

■被告・国が申請した佐竹健治証人の書面尋問■

佐竹氏は地震学(巨大地震・津波)の専門家で、被告・国は今回の様な地震とこれに伴う津波の予見可能性を認める事が出来ない点を中心に立証する狙いがあります。昨年10月5日と11月13日に千葉地裁で証言しており、前橋地裁としては千葉地裁の尋問調書を証拠として採用し、追加で聞きたいことを書面で質問するという事になりました。

2月19日までに原告が尋問内容を提出し、その後国が尋問事項を年度末前に提出する予定です。佐竹氏からは5月中旬から下旬にかけて答弁書面が出る予定になっています。

■現地「検証」を申請しました(1/7付申立書提出)■

原告は、昨年11月に行われた所在尋問(福島での尋問)の時に、現地視察をするように裁判所に申請していました。申請に先立ち、弁護団は1月に2度にわたって現地視察を行い、その結果を写真・DVDにまとめ証拠として提出しています。しかし、実現しませんでした。原発事故の被害を受けた現地を、裁判官に見てもらふ事の重要性は誰もが感じる事です。是非「検証」を実現させるべく申立書を提出し、裁判所の判断を再度仰ぎます。



富岡町の汚染土置き場



■被災現地や原告の自宅周辺を撮った証拠のDVD

尚、「福島原発生業訴訟」(福島地裁・金澤秀樹裁判長)では、3月に福島県浜通りの現地検証を行うことが決まっております。その後も中通りも行う意向を裁判長が明らかにしています。

■裁判所から主張や証拠に関する求釈明が出ました■

1月8日の裁判では、裁判長からこれまでの主張や証拠について、沢山の求釈明(質問)が出され、原告・被告双方が回答しなければなりません。回答期日が決まっております。2月・3月はその書面作りが続きます。

前号(12/24)からの原発をめぐる主な報道

- 12月25日 12府県106人が原子力規制委員会に対し、もんじゅの廃炉を求めて東京地裁に提訴。
- 同日 昨年度国勢調査速報、福島県の人口が前回調査(2010年)に比べて115,458人減少。減少幅は過去最高に。
- 12月26日 福島第一原発、11月以降、高濃度汚染水が大量発生し、地下水を海に流せず。
- 同日 福島県が自主避難した低所得者に対して家賃補助を発表(2年間)。
- <2016年>
- 1月6日 原発のケーブル違反が6原発13基に。原子力規制委員会が全国の原発の調査を指示。川内1・2、高浜3・4は除く。
※原発の安全設備関連のケーブルは系統別に分離し、火災時の延焼に備えることが新規規制基準で義務化されている。
- 1月14日 福島県浪江町津島地区の住民38世帯126人が、国と東電に対する損害賠償を求めて福島地裁郡山支部に第二次提訴。
- 1月15日 福島県、福島第一原発事故による風評対策費などの支払いを求めてADRに申立てを決める。
- 1月26日 茨城県東海村の山田修村長は、東海原発の廃炉作業で発生した低レベル放射性廃棄物の一部の埋設処分を容認する方向。
- 同日 九電・川内原発の免振棟建設撤回に対し、原子力規制委員会が「安全性が向上する根拠がない」と批判。
- 1月29日 関電・高浜原発3号機を再稼働。九電・川内原発1・2号機に続き3機目の再稼働となる。



内閣府原子力委員会の原子力損害賠償制度専門部会(部会長・浜田純一前東京大学長)が、原発事故が起きた時の賠償制度を見直すための議論を進めています。1月20日に第6回の専門部会が開かれました。部会は原発や法律の専門家、経団連メンバーら19人。オブザーバーに電力会社の業界団体である電気事業連合会などが参加しています。部会では、原発事故の賠償について、過失の有無に関わらず事業者が無制限に賠償責任を負う現行の「無過失・無限責任」制度に対し、賠償額に上限を設ける「有限責任」化の意見が出ています。